令和7年度 和牛日本一鹿児島応援事業 募集要項

和牛生産量日本一の鹿児島県産和牛の認知度向上を図るため、次の取組を支援します。

- ① 消費者が「和牛日本一鹿児島」ロゴマークを目にする機会の拡大が見込まれる取組
- ② 県産和牛肉関連イベント等の開催
- 募集期間 令和7年11月11日(火)から令和7年11月25日(火)必着
- 問合せ・応募書類提出先 鹿児島県 農政部 畜産振興課 畜産流通対策係 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1(12階) T E L:099-286-3219

E-mail: tiryuutuu@pref.kagoshima.lg.jp

※ 可能な限りメールでの問合せをお願いします。

令和7年11月 鹿児島県



1 対象となる事業等

次の取組で、補助金の交付決定日から令和8年2月28日(土)までの期間に実施されるもの。

<留意事項>

- ☑ 補助金額は、申請額よりも減額される場合があります。
- ☑ 本年度の採択を受けたことをもって、次年度以降の採択や補助を保証するものではありません。

対象事業	事業実施主体・補助率・上限額	採択予定 件数 ^{※3}
「和牛日本一鹿児島」	1/2以内	
ロゴマーク活用支援	① 和牛日本一鹿児島応援店**1	① 20 件程度
消費者がロゴマークを	2 5 0 千円 ^{※2}	
目にする機会の拡大が	② 複数の法人・団体等からなり、県産和牛の認知	②③ 6件程度
見込まれる取組	度向上に取り組む団体	
	300千円*2	※ 3
「和牛日本一鹿児島」	③ その他知事が認める団体	応募は1申請者
イベント開催支援	300千円*2	につき1回限り
県産和牛肉関連イベン	※1 同一法人が複数の応援店を登録している場	です。
ト等の開催	合において、2店舗以上の応援店の個別申請	
	は認められない。ただし,同一法人が一括して	
	複数店舗の申請を行う場合は、申請する店舗	
	数に応じて、「250千円×申請店舗数」また	
	は「1,000千円」のいずれか低い金額を上	
	限額とする。	
	※2 応募状況や申請内容を総合的に勘案し,	
	必要に応じて上限金額を調整する場合がある。	

【留意事項】

- (1) 「和牛日本一鹿児島」ロゴマーク活用支援、「和牛日本一鹿児島」イベント開催支援のいずれの事業においても「和牛日本一鹿児島」ロゴマークを必ず活用すること。
- (2) 従前実施している取組は補助対象外となる。(ただし、それらと関連して行う、新たな取組等に係る経費については対象となり得る。)
- (3) 事業実施主体の②又は③(複数の法人・団体等からなり、県産和牛の認知度向上に取り組む団体又はその他知事が認める団体)が事業を実施する際は、「県外又は県内複数市町村にわたる事業規模」となるよう努めること。
- (4) 事業実施主体の②又は③(複数の法人・団体等からなり、県産和牛の認知度向上に取り組む団体又はその他知事が認める団体)が事業を実施する際は、「応援店として未登録だが、登録要件を満たす店舗」を巻き込んで事業を実施するよう努めること。

【想定される対象事業の例】

対象事業		事業の例
「和牛日本一鹿児島」	•	店舗看板に「和牛日本一鹿児島」ロゴマークを追加する。
ロゴマーク活用支援	•	「和牛日本一鹿児島」ロゴマークをデザインに組み込んだパ
		ンフレット,チラシを作成する。
	•	「和牛日本一鹿児島」ロゴマークを組み込んだメニュー表,
		紙ナプキンを作成する。
	•	「和牛日本一鹿児島」ロゴマークシールを作成し,商品に貼
		付する。
「和牛日本一鹿児島」	•	鹿児島県産和牛を取り扱う店舗を集めて、野外で飲食物を販
イベント開催支援		売するイベントを開催し、イベントの広報に「和牛日本一鹿
		児島」ロゴマークを活用する。

2 補助対象事業者

(1) 和牛日本一鹿児島応援店

和牛日本一鹿児島応援店として登録されている店舗^{※1}, 又は県に登録申請書を提出しており、登録条件を満たしていると認められる店舗。

- ① 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- ② 当該年度内に事業が完遂できると認められること。
- (2) 複数の法人・団体等からなり、県産和牛の認知度向上に取り組む団体及びその他 知事が認める団体^{**2}
 - ① 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
 - ② 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
 - ③ 当該年度内に事業が完遂できると認められること。
- ※1 和牛日本一鹿児島応援店として登録されている店舗は以下URLより確認可能です。

鹿児島県ホームページ「『和牛日本一鹿児島応援店』をご紹介します!」 https://www.pref.kagoshima.jp/ag07/ouenten.html

※2 国や地方公共団体は対象外となります。(応募事業の実施が、県又は各市町村の指定管理業務等の委託内容に含まれている場合は、県又は各市町村等が行う事業と同等とみなし、対象外となります。) ただし、国又は地方公共団体が構成員に含まれる団体については申し込むことができます。

3 補助対象となる経費

「1 対象となる事業等」を実施するために直接必要となる経費。

費目	内容
需用費	印刷製本費,消耗品等
役務費	運搬費、手数料、各種メディア掲載料、広告宣伝費 等
使用料及び 賃借料	本事業を実施するのに必要な機器、設備、備品等の使用料 ※「和牛日本一鹿児島」イベント開催支援に取り組む場合のみ
委託料	本事業を実施するのに必要なデザイン作成,ウェブサイト構築,各種PR資材等作成に必要な委託費
その他経費	上記に掲げるもののほか、知事が必要と認める経費

〈補助対象とならない経費〉

- (1) 交付申請又は変更交付申請時に補助対象経費として申請していない経費
- (2) 水道光熱費. 電話代等
- (3) 交際費, 飲食に係る経費
- (4) 試食提供肉代
- (5) 販促物 (ノベルティ) の製作に係る経費 (エコバッグ, ポケットティッシュ, ボールペン等, 不特定多数に配布するもの)*
- (6) 旅費
- (7) 人件費
- (8) 報償費
- (9) 応募等に係る経費(応募に係る印刷代, 郵送代, 収入印紙及び実績報告に係る費用)
- (10) 他の用途の経費と区別ができない経費
- (11) 事業の実施期間内に支出が完了しない経費
- (12) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費
- * 広報活動を目的とした資料やコンテンツ(パンフレット,チラシ,動画等)及び店舗等における「和牛日本一鹿児島」をPRする資材(店舗看板,メニュー表,紙ナプキン等)の作成は対象経費。

【注意】

- (1) 補助対象経費は、原則、交付決定日以降に着手されたものに限る。ただし、「和牛日本 一鹿児島応援事業補助金交付要綱」(以下「補助金交付要綱」という。) 第 10 条に基づ き、事前着手承認を受けている場合を除く。
- (2) 本事業以外に補助金等の交付を受けている場合は、その補助対象となった経費を控除 した額が本事業の対象経費となる。
- (3) 領収書、明細書等が明らかでないものは、補助対象経費として認めない。

4 募集期間と応募方法

(1) 応募期間

令和7年11月11日(火)~令和7年11月25日(火)17時必着

- (2) 応募方法
 - 申請書類を郵送(持参も可)又は電子メールで提出してください。
 - ※ 5MBを超えるデータはメールでの受け取りが出来ませんので、事前にご相談ください。
- (3) 応募書類

応募書類は、別に定める「記載要領」を十分確認の上、作成してください。

- ① 計画承認申請書(別記第1号様式)
- ② 事業計画書(別記第2号様式)
- ③ 収支予算書(別記第3号様式)
- ④ 添付資料
 - ア 事業実施主体の概要がわかる資料(団体の定款・規約,店舗パンフレット等)
 - イ デザイン案 ※「和牛日本一鹿児島」ロゴマーク活用支援に取り組む場合

①から③の様式は、県ホームページの畜産振興課のページにも掲載しています。

ホーム > 産業・労働 > 食・農業 > 畜産 > 和牛日本一鹿児島応援事業について > 【二次募集】令和7年度和牛日本一鹿児島応援事業に取り組む事業者を募集します!

URL: https://www.pref.kagoshima.jp/ag07/wagyu_ouen/1.html

<留意事項>

- 作成する際の用紙はA4サイズに印刷できるレイアウトとなるようにしてください。
- □ 様式の枠は適宜調整し、文字の見切れ等がないようにしてください。
- □ 郵送(持参)する場合、スキャン・印刷を行うため、ホッチキスや付箋は使わないでください。
- 口 提出していただいた書類はお返しいたしませんので、御了承ください。
- □ 可能な限りパソコンでの作成をお願いします(手書きで作成する場合は丁寧な 記載をお願いします)。
- □ 申請書の担当者連絡先のアドレスは、選考結果の通知を含む以後の連絡に使用 いたしますので、確実かつ速やかに受信が可能なものとしてください。
- (4) 提出先

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1 (鹿児島県庁行政庁舎12階) 鹿児島県 農政部 畜産振興課 畜産流通対策係

TEL: 099-286-3219 FAX: 099-286-5599

E — mail: tiryuutuu@pref.kagoshima.lg.jp

※ 件名に「和牛日本一鹿児島応援事業申請書」と記載

5 募集説明会(動画配信)の視聴

応募に当たり,**参加必須**ですので,必ず視聴してください。

(1) 視聴申し込み

事前参加申し込みが必要です。

令和7年11月20日(木)までに、以下URLから申し込みを行ってください。 https://shinsei.pref.kagoshima.jp/B0E20jle

6 審査・選考方法

補助金の交付対象者は、下記「7 審査基準」に基づき、農政部畜産振興課において 審査し、予算の範囲内で選考します。

7 審査基準

- (1) 事業の実施体制
 - ・ 事業実施計画に基づく事業が円滑かつ効率的に取り組める体制が整っている か。
- (2) 事業の内容
 - ・ 実施計画が本事業の目的(県産和牛の認知度向上を図る)に合致しているか。
 - 効果的に「和牛日本一鹿児島」ロゴマークを活用しているか。
 - ターゲットが広域に渡っているか。
- (3) 事業の継続性
 - 本事業を通じて、今後の活動の継続・発展が期待できるか。
- (4) 収支計画の妥当性
 - 収支計画は事業内容に見合っており、補助金が有効活用されるものとなっているか。

8 申請結果と補助金の交付

(1) 選考結果

選考結果は、すべての応募者に文書でお知らせいたします。

(2) 補助金の交付申請

選考の結果,採択された事業者には,補助金交付要綱に基づき,「補助金交付申請書(第1号様式)」を提出していただきます。

(3) 補助金の交付

原則として精算払(実績報告の内容により交付額を確定)としますが、事業に着手する上で必要な場合は、申請に基づき補助金の一部につき概算払を受けることができます。

なお、補助金の支払いは、申請事業者からの請求に基づき、申請事業者の指定する口座に振り込みます。

また、概算払をした場合において、実績報告により、領収書により支払い等を確

認できなかった場合や、補助対象経費が減少したときは、交付した補助金の一部を 返還していただくことがあります。

① 精算払 事業完了後に実績報告の内容により精算する方法

② 概算払

事業完了前に概算払(8割以内)でお支払いし、事業完了後、実績報告を受けて残余分を精算する方法。

9 実績報告

(1) 提出書類

対象となる事業が完了したら、以下に掲げる書類を速やかに提出してください。

- ① 実績実績報告書(第13号様式)
- ② 事業実績書(第2号様式)
- ③ 収支精算書(第3号様式)
- ④ 消費稅課稅事業者届出書(第4号様式)
- ⑤ 対象経費の支出を証明する帳簿等(領収書,納品書,請求書,発注書,見積書等)の写し
- ⑥ 事業の成果及び取組過程に関する写真、チラシ、パンフレット等の資料
- ⑦ その他知事が必要と認める資料

(2) 提出期限

提出期限は、補助事業が完了した日から30日以内又は令和8年2月28日(土)までのいずれか早い日までとします。

10 その他留意事項

(1) 情報の公開

採択された補助事業の内容については、事業者の活動に支障のない範囲において、県ホームページ等で公開しますので、あらかじめ御了承ください。

(2) 事業完了後の報告義務

本事業による成果や効果を把握するため、本事業完了後3年間は県に報告していただきます。

(3) 他の補助金等との関係

本事業の実施に際し、他の助成制度(補助金、委託費)等を活用して財政的な支援を受ける場合は、当該他の助成対象事業費を本事業の補助対象経費から除外した場合に限り、補助金を交付することができます。その場合、実績報告において、収支状況を明らかにした上で、二重交付に該当する場合は、交付金額の全部又は一部を取り消す場合があります。

11 スケジュール

募集期間: 11月11日(火)~11月25日(火)

選定委員会: 12 月上旬 内 示: 12 月上旬 交付申請: 12 月中旬 交付決定: 12 月下旬

事業実施: 12月下旬~2月末 ※ 内示後は事前着手可